

高等教育修学支援制度（給付奨学金・授業料等減免）

適格認定（学業）について

1. 適格認定（学業）について

適格認定とは、日本学生支援機構の給付奨学生および授業料等減免対象者としての基準を満たしているか毎年度審査するものです。家計基準に基づいた適格認定（家計）は、毎年10月に実施され、支援区分の見直しが行われます。今回は年度末（3月）に学業成績に基づいた適格認定（学業）を行い、次年度以降の奨学金・授業料減免の継続を決定します。学業成績は、当年度末の成績を下記の基準に基づき審査します。

【学業成績基準】（支給打ち切り）

次のいずれかの場合は、奨学金の支給が打ち切られ、廃止となります。

- (1) 退学又は停学（無期限又は3カ月以上のものに限る。）の処分を受けた場合
- (2) 修業年限で卒業できないことが確定したと本学が判断した場合
- (3) 卒業要件科目の修得累計単位数が卒業要件科目の標準累計単位数の5割以下の場合
- (4) 学修意欲が著しく低いと本学が判断した場合（1年間の成績評価における「欠席又は棄権（K）」および「出席日数不足（／）」の単位数の合計が、履修登録単位数の5割以上の場合）

【学業成績基準】（停止）

次のいずれにも該当する場合、「停止」となり、1年間支給が中断されます。

- (1) 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当した場合
- (2) 2回連続しての警告となった場合のうち、2回目の警告の理由が「GPA等が学部等における下位1/4の範囲に属する」場合

【学業成績基準】（警告）

次のいずれかの場合、「警告」を行い、2年連続で警告を受けた場合、「停止」もしくは「廃止」となります。

- (1) 卒業要件科目の修得累計単位数が卒業要件科目の標準累計単位数の6割以下の場合
- (2) GPAが下位4分の1に属する場合
- (3) 学修意欲が低いと本学が判断した場合（1年間の成績評価における「欠席又は棄権（K）」および「出席日数不足（／）」の単位数の合計が、履修登録単位数の2割以上の場合）

※参考（卒業要件科目の標準累計単位数）

	生命科学部以外	生命科学部
1年次終了時点	31単位以上	32単位以上
2年次終了時点	62単位以上	64単位以上
3年次終了時点	93単位以上	96単位以上



2025年度（令和7年度）から適格認定（学業）の基準が変更となります。

現在の基準よりも厳しい基準となりますので、奨学生のみなさまはより一層勉学に励んでください。

新しい基準は以下のサイトをご確認ください。

・文部科学省 HP

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shougakukin/main.htm

「奨学金事業の充実」→「（令和7年度～）こども未来戦略を受けた多子世帯の大学等の授業料等無償化について」→「令和7年度以降の「高等教育の修学支援制度」の学業要件について」

■学業成績（2024 年度末時点における卒業要件科目の修得単位数）が奨学生として適格でないとは判断された場合、「警告」・「廃止」のいずれかの処置がとられます。経済的に困窮していても、「廃止」の処置を受けた場合、奨学金の給付および授業料減免はできませんので、単位不足にならないように自覚して勉学に取り組んでください。継続の可否については、2025 年 4 月上旬に電子掲示板 POST にて発表します。

処置	内容	2025 年 4 月以降の 奨学金 および授業料減免
警告 (初年度)	奨学金は継続されるが、次年度も学業成績が改善されない場合は、「停止」もしくは「廃止」になる可能性があります。	振込あり・減免あり
警告（連続） ⇒停止	奨学生としての身分は次年度も継続されるが、1 年間支給は中段します。次年度学業成績が回復しない場合は、「廃止」になる可能性があります。	振込なし・減免なし
警告（連続） ⇒廃止	奨学生としての資格を失います。	振込なし・減免なし
廃止	※今後、成績が回復した場合も再受給はできません。	

2. 適格認定スケジュール

1	2024 年度秋学期までの成績にて適格認定を行います（大学・日本学生支援機構実施）（2025 年 3 月）
2	適格認定結果を電子掲示板 POST にて発表しますので、各自確認する（2025 年 4 月上旬） ※成績不振で継続できない場合は 2025 年 3 月中旬に電子掲示板 POST にて連絡予定です。
3	【現在、支援区分がある方】 ◆継続できる場合 【給付奨学金】2025 年 4 月 21 日（月）に振込があります 【授業料減免】延納扱い（延納申請不要）とし、5 月中旬に減額した学費振込依頼書を発送します。（4 月に学費振込依頼書の発送はありません） ◆継続できない場合（※1） 【給付奨学金 2025 年 4 月以降の奨学金の振込はありません。 【授業料減免】2025 年 4 月上旬に、満額の学費振込依頼書を発送します。減免はありません。 必要に応じて、延納や分割延納の申請を行ってください。 【現在、支援区分がない方】 ◇継続できる場合（※2） 【給付奨学金】現在、停止中のため 2025 年 9 月までは振り込まれません。 【授業料減免】2025 年 4 月上旬に満額の学費の振込依頼書を発送します。減免はありませんので、必要に応じて、延納や分割延納を申請してください。 ◇継続できない場合（※1） 【給付奨学金 2025 年 4 月以降の奨学金の振込はありません。 【授業料減免】2025 年 4 月上旬に、満額の学費振込依頼書を発送します。減免はありません。 必要に応じて、延納や分割延納の申請を行ってください。

※1 特に学業成績が著しく不振の場合は、給付済みの奨学金および授業料減免額を返還する必要があります。返還については別途、対象者にご案内します。

※2 現在支援区分がなくかつ、適格認定（学業）の結果が継続できる方のうち多子世帯（生計維持者が扶養する子が3人以上）に該当する場合は、2025 年度（令和 7 年度）より支援の拡充に伴い、授業料減免を受けることができます。該当する方は 2025 年 4 月以降に電子掲示板 POST 等でご連絡いたします。

3. 在籍報告について

給付奨学金は4月・10月の年2回の在籍報告（スカラネット PS から）が必要です。2025 年 4 月についても忘れないよう手続きしてください。また別途 POST にて案内します。

困ったときの Q & A

Q. 次年度も継続して高等教育修学支援制度を希望しますが、何か手続きは必要ですか？

A. 前年度まではスカラネット・パーソナルから手続きが必要でしたが、今年度からは手続き不要です。2025 年 4 月上旬に適格認定の結果を通知しますので、それまでお待ちください。

Q. 2024 年以降に収入が減っているのですが、認定区分は変わらないのですか？

A. 今回の継続手続きでは認定区分は変更になりません。家計急変等の事案がある場合は、別途学生支援センターにご相談ください。

Q. 継続になった場合の授業料減免はどうなりますか？

A. 継続になった場合、授業料減免は 2024 年度秋学期と同じ区分で減免になります。ただし、4 月上旬の学費振込依頼書の発送が間に合いませんので、大学側で自動的に延納扱い（延納申請不要）とし、2025 年 5 月中旬に減免後の学費振込依頼書を発送します。なお、授業料減免による減額がありますので、分割延納申請はできません。2025 年 4 月に分割延納申請をした場合も延納として取り扱います。なお、4 月には学費振込依頼書の発送をしませんので、5 月上旬の発送を待ってお振込みください。

Q. 廃止になった場合の授業料減免はどうなりますか？

A. 廃止になった場合は、授業料減免はなくなります。4 月上旬に学費振込依頼書（満額）を発送しますので、振込みの手続きをしてください。必要に応じて、延納あるいは分割延納の手続きをしてください。

Q. 廃止になった場合で、返還を求められる基準を教えてください。

A. 学業成績が著しく不振であり、やむを得ない事情（病気・災害）がない場合に返還対象となります。やむを得ない事情とは、病気や家族の介護等で、授業に出られなかった等によるもので、アルバイトのために学業成績が不振となった場合は、やむを得ない事情とは見なされません。

Q. 警告の対象となる GPA が下位 4 分の 1 の目安を教えてください。

A. 各学部・年次によっても異なり、当該年度の成績が確定するまではわかりません。なお、GPA は累積ではなく単年度の GPA で審査となります。

【お問い合わせ先】

〒603-8555 京都市北区上賀茂本山 京都産業大学 学生支援センター

TEL：075-705-1433 平日：9 時 00 分～16 時 30 分（13 時 00 分～14 時 00 分除く）

mail：gakusei-bu-kei@star.kyoto-su.ac.jp

【冬期休業期間】 2024 年 12 月 29 日（日）～2025 年 1 月 5 日（日）

◆お問い合わせの際は、学生証番号と氏名をお知らせください。

◆お電話で判定結果をお伝えすることはできませんので、お問い合わせはご遠慮ください。判定結果の相談等は奨学生ご本人が学生支援センターまでお越しください。